

# 【千葉市】令和8年度 高齢者肺炎球菌予防接種のご案内

千葉市では、高齢の方の肺炎球菌予防接種について、以下のとおり助成を行っています。

## ＜対象となる方＞

**注意！今までに公費・自費にかかわらず肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は、助成の対象となりません。**

千葉市民で、下記のいずれかに該当する方

- (1) 接種日に65歳の方（65歳のお誕生日前日から、66歳のお誕生日前日まで接種可）
- (2) 接種日に60歳～64歳の方で、心臓、じん臓、呼吸器機能に身体障害1級の障害を有する方又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に身体障害1級の障害を有する方（60歳の誕生日の前日から接種可能）

※ (2)の方は、接種の際に身体障害者手帳の氏名・障害名がわかるページの写しを医療機関に提出してください。

## ＜使用するワクチン＞

令和8年4月1日（水）から、定期予防接種で使用するワクチンが、23価莢膜ポリサッカライドワクチン（ニューモバックスNP）から、より予防効果の持続期間が長いとされる沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（プレベナー20）に変更されました。

これに伴い自己負担金も変更となりましたので、ご注意ください。

## ＜自己負担金及び自己負担免除対象者＞

自己負担金額（税込）及び自己負担免除対象者は、以下の表のとおりになります。

自己負担区分	対象者	自己負担金
自己負担あり	下記以外の者	6,000円
一部免除（半額）	市民税非課税世帯に属する者 (介護保険料段階第1～3段階の方に限る。)	3,000円
全額免除	生活保護受給者 中国残留邦人等支援給付受給者	—

## ＜接種方法＞

事前に協力医療機関（別紙）へ予約の上、予防接種を受けてください。

## ＜接種当日の持ち物＞

- ・住所、年齢、氏名が確認できるもの（マイナンバーカードや資格確認書等）
- ・予診票 ※1
- ・【一部免除（半額）・全額免除に該当する方のみ】免除対象確認書類（裏面参照）

※1 予診票は、市内協力医療機関のほか、各区役所総務課、各区保健福祉センター高齢障害支援課、市民センター等にあり。医療政策課ホームページからダウンロードすることもできます。県内他市の協力医療機関で接種する場合は、事前に千葉市の予診票を入手し、接種時に医療機関へご持参いただく必要があります。

ご不明な点については、ホームページをご覧ください。下記にお問い合わせください。

【お問合せ先】千葉市役所コールセンター

千葉市 高齢者肺炎球菌



☎043-245-4894

午前8時30分～午後6時 土祝休日（日曜は除く）・年末年始は午後5時まで

【担当課】医療政策課

<自己負担金が免除される方と確認書類>

自己負担区分	自己負担金が免除される方	確認書類
一部免除 (半額)	(1) 市民税非課税世帯の方 (介護保険料段階第1～3段階の方に限る。)	(下記の①～③の書類のうちいずれか一点) ① 介護保険料決定通知書 ② 介護保険料変更通知書 ※上記①②の中にある、「介護保険料算定の基礎」(写) ③ 予防接種自己負担免除対象確認書 ※③は事前に医療政策課へ申請が必要です。
全額免除	(2) 生活保護を受給している方	・生活保護受給証明書
	(3) 中国残留邦人等の支援給付を受給している方	(下記の①～②の書類のうちいずれか一点) ① 支援給付受給証明書 ② 支援給付の支給が決定されていることを証明する旨の記載のある本人確認証(写)

\* 確認書類は、**接種当日に予診票と一緒に**医療機関へ提出してください。後日提出しても自己負担金免除とはなりませんので、ご注意ください。

\* 介護保険料決定通知書・介護保険料変更通知書は再発行できません。

\* 自己負担金が免除される方で、65歳未満の方 (<対象となる方>の(2)の方) や、65歳になったばかりで介護保険料決定通知書がまだ届いていない方には、ご本人からの申請に基づき、対象者の方に上記の表中(1)の③の書類を交付しますので、申請書と必要な添付書類を千葉市医療政策課に持参または郵送してください。

申請書は医療政策課ホームページからダウンロードすることができます。郵送をご希望の方は、医療政策課 (TEL: 043-238-9941) までお問い合わせください。

医療政策課で申請書類を受理後、交付まで2週間程度 (土祝休日・年末年始を除く) かかりますので、余裕をもって申請してください。

\* 所得証明書 ((非)課税証明書) は自己負担金免除の確認書類にはなりません。

<介護保険料決定通知書の確認点>

直近のものであること

介護保険料決定通知書は、65歳以上の方を対象に毎年6月中旬に送付されます。新しい通知書が本人の手に届いていない6月中旬までの接種には、前年度(令和7年度)の通知書を確認資料としてください。

令和●年度 介護保険料算定の基礎 (市民税課税状況に基づき保険料)

被保険者氏名	
被保険者番号	

算定 根拠	あなたの市民税課税状況	
	世帯の市民税課税状況	
	あなたの課税年収入額	
	あなたの合計所得金額*	

※ 特別控除額を控除した額を記載しています。また、保険料段階が第1から第5段階の方については、公的年金に係る雑所得を控除した額を記載しています。

算定 根拠	保険料段階	年間保険料額 (円) ①	月数 ②	保険料額 (円) ① ÷ 12 × ②

【賦課根拠】 介護保険法第129条及び千葉市介護保険条例

【賦課期日】 4月1日 (介護保険法第130条)

【月賦賦課について】

年度途中で65歳になった方や転入・転出・死亡した方の保険料は、資格を取得した月から、当該年度末(3月)、または資格を喪失(転出・死亡)した月の前月までの月数に応じて計算します。(千葉市介護保険条例第5条)

計算式

$$\text{保険料額} = \frac{\text{所得段階別年間保険料額}}{12 \text{ か月}} \times \text{当該年度末 (3月) または資格を喪失した月の前月までの月数}$$

※ 千葉市に転入された方などで被保険者及び世帯員の課税状況、合計所得金額等が把握できない場合、保険料段階は暫定的に第3段階になることがあります。確定後に保険料段階に変更が生じる場合は、変更通知書でお知らせします。

保険料段階が第1段階～第3段階の方は自己負担金が一部免除されます